

裁 決 書

審査請求人

上記審査請求人から平成19年10月11日に提起された宇城市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った平成19年9月26日付け宇城市福事16011号の保護変更処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

宇城市福祉事務所長が平成19年9月26日付け宇城市福事第16011号で行った保護変更処分を取り消す。


理 由

第1 審査請求の趣旨及び請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して平成19年9月26日付けで行った本件処分について、その取消しを求めるものと解される。

2 請求人の主張

請求人は審査請求書において、「10月に引越しましたが、家賃が支払われない事に納得がいきません」と主張し、また本件処分通知の前に当庁に提出された書簡では、「今回親が今現在の自分たちの生活又老後の生活を考え建てた家に私が入る事により宇城市役所から家賃の打切りを受けました。現在母はうつ（通院）、父ヘルニア、糖尿病、右手首骨折と仕事ができる態ではない為思い切って借屋を建て自分達の生活の安定を図る目的で建てたものです。」

以上の点から、請求人の両親の今後の生活に家賃収入は必要であり、親所有の借家に入居する場合は、住宅扶助は支給しないとする本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

3 処分庁の弁明

処分庁は弁明書において、請求人の両親は請求人を引き取り扶養する意思があったこと、父所有住宅に転居した場合住宅扶助が削除される可能性があることを事前に説明したこと、さらに請求人の父に家賃不要で請求人に借家を貸す意思があることを確認したことをもって、本件処分は保護基準に準ずるものであり、十分に法的根拠を示しているとして違法又は不当な点はないと主張している。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

(1) 平成19年8月27日、請求人は処分庁を訪れ、以下のことを報告した。

・9月10日までに引っ越す。

・に主の父が所有している家屋を月額円で借りる予定である。引越の理由は、9月分の保護費（生活扶助、住宅扶助）を停止されて今の家賃が払えないからとのこと。

これに対して、処分庁の職員は請求人の父の所有借家に引っ越しても住宅扶助が出ない可能性がある旨説明した。

(2) 平成19年8月29日、請求人は処分庁に電話し、父所有の借家に転居する理由と必要性について以下のとおり説明した。

・現在住んでいるアパートより家賃が2千円安くなり、家族も近くに住んでいるので、精神面での援助が受けられること。

・通院については、これまで同様の通院（週2回）は出来なくなるが、家族に送迎を依頼して通院することが可能である。

(3) 平成19年8月29日、処分庁の担当者と査察指導員が協議を行い、下記のとおり方針を立てた。

・今回のケースは、扶養義務者（父）は農業を主就労（収入）としており、家賃収入で生計を立てているのではないので、住宅費は扶助しない。

・今回のケースで、扶養義務者が家賃を取らない場合は、移送費として転居費用を扶助する。

・以上の内容を請求人及び請求人の父に知らせる。

(4) 平成19年8月30日、処分庁の職員は請求人の父に電話し、以下のようなやりとりを行った。

・請求人に家を貸した場合、請求人から家賃をとる予定であるのか処





分庁の職員が尋ねると、請求人の父は「家賃収入を見越して家を改修したので、家賃を貰うつもりである。」と回答した。

・処分庁の職員は民法で定める扶養義務者の義務について説明し、「被保護者と扶養義務者間の賃貸借契約での住宅扶助を福祉事務所としては認められない。」と説明した。これに対し、請求人の父は「出せないのであれば、仕方ない。」と言った。

・処分庁の職員が、住宅扶助が出ない場合でも請求人から家賃を貰うのかと尋ねたところ、請求人の父は「請求人のためであれば、家賃なしで転居予定先に住まわせても良いと考えている。」と回答した。

・請求人の父から、「請求人に対して、家賃なしで良いと言うのは避けたい、自分から申し出たら、請求人は意地になって転居しないだろうと思う。できれば、福祉事務所から伝えてもらいたい。」との依頼が処分庁の職員に対してなされた。これに対して処分庁の職員は、請求人の父の考えを請求人に連絡することを約束した。

(5) 平成19年8月30日、処分庁の職員は請求人に電話し、以下の説明を行った。

・今回の転居により住宅費（家賃）を扶助することはできないこと。

・請求人の父は家賃なしで請求人に家を貸しても良いと言っていたこと。

・家賃なしで転居する場合は引越費用を扶助する可能性があること。

(6) 平成19年9月3日、処分庁の職員が請求人宅を家庭訪問し、父所有住居に転居した場合、住宅費が扶助できないと再度説明し、移送費申請書を請求人に手渡した。

(7) 平成19年9月5日、請求人から処分庁に電話があり、請求人の父から「家賃は要らないとは言っていないと言われた。」とのこと。

これに対し、処分庁の職員が請求人、請求人の父、処分庁の職員の3者で再度話しても良いと伝えたところ、請求人はその必要はないと回答した。

(8) 平成19年9月7日、処分庁の職員が請求人に電話し、転居後の住宅扶助については支給されないが、それでも良いかを再確認したところ、請求人は了承した。

(9) 平成19年11月2日、事実関係の確認のため当庁の職員が請求人の父宅を訪問のうえ請求人の父と面接し、以下のことを確認した。

・家賃については処分庁から電話がかかってきて、一方的に住宅扶助は出せないと言われた。それで、今は娘から家賃は取っていない。

・娘に住まわせている家は、今の年金収入だけでは老人ホームに入る

ことになった時に心もとないので、家賃収入があればと思い知人から320～330万円程借りて改修した。

・娘が住宅扶助基準額以上のアパートに住んでいることを知っていたので、自分が持っている貸家に住ませれば、生活費からの手出しがなくなるので、娘のためにも良いと思い、娘に引っ越してはどうかと自分から提案した。

- (10) 本件処分にかかる審査請求は当初平成19年9月18日に提起されたが、本件処分は平成19年9月26日付け宇城市福事第16011号で通知されており、処分庁の職員から口頭で処分予定の説明があった段階での提起となっていた。

このため、請求人に対し処分後の再提出を指導し、平成19年10月11日付け審査請求書を10月12日に受理した。なお、本審査請求書については、一部誤りがあったため補正を行っている。

2 判断

- (1) 本件の争点は、扶養義務者が家賃収入を得る目的で所有する家屋に被保護者が入居した場合に、住宅扶助の給付は適当でないと処分庁が判断したことについて、そのことが妥当かという点であるが、生活保護法（以下「法」という。）及び厚生労働省の通知において、扶養義務者所有の家屋に居住する場合、住宅扶助の給付ができないとする規定はない。

法第4条第2項によれば、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定されており、扶養義務者である請求人の父が家賃を徴収せずに住ませることは、扶養義務者による家賃相当分の援助と捉えることができる。

請求人の父における民法上の扶養義務は、解釈上通説とされている生活扶助義務関係に当たるものであるが、この場合扶養の程度は社会通念上それらの者にふさわしいと認められる程度の生活を損なわない程度とされている。そして、厚生事務次官通知（昭和36年4月1日厚生省発社第123号）「生活保護法による保護の実施要領について」の第4扶養義務の取扱いにおいて、「この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満理に履行させる



ことを本旨として取り扱うこと。」とされている。

この事務次官通知の本旨から、扶養義務者所有の家屋の居住に係る扶養義務の履行意思の確認については、保護の実施機関は、扶養義務者に対して生活保護における扶養義務の取扱いを十分説明し、その上で扶養のあり方として住居の提供もあり得ることを理解してもらうよう話し合いを行い、そのうえで具体的な援助の意思を確認することが必要であると認められる。

- (2) 本件については、処分庁は扶養義務者である請求人の父及びその世帯の状況を調査することなく、扶養義務者が所有する家屋に入居する場合は住宅扶助は支給しないという方針を予め決め、住宅扶助は支給しない旨を電話により通告しており、その後においても、請求人の父に対して生活保護における扶養義務の取扱いを十分説明し、その上で扶養のあり方として住居の提供もあり得ることを理解してもらうよう話し合いが行われ、そのうえで援助の意思が確認された状況は見られない。

請求人の父は、「今後の生活のことを考えて、家賃収入を得る目的で家屋を改修したものであるが、処分庁から一方的に住宅扶助は出せない」と説明を受けたため、電話では話ができないと思い電話を切った。」と当庁に対して説明している。このことは、処分庁が保管する平成19年8月30日付けケース記録票においても、処分庁が請求人の父に電話した際に、民法の扶養義務を根拠に住宅扶助を認めることはできない旨、やりとりの早い段階で説明したことが記録されており、処分庁の方針ありきで説明し、結果として扶養義務者に家賃分の援助を強いた形となったことを示すものと判断される。

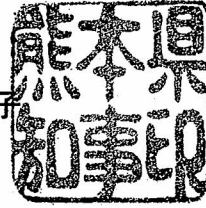
- (3) 以上のことから、本件処分は、扶養義務の履行意思の確認において、前記厚生事務次官通知に掲げる本旨に基づき生活保護の実施機関が通常行うべき対応を尽くして行われたとは認められないというべきであり、従って、そのことを前提として行われた本件処分は違法なものであったと認められる。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成19年11月30日

熊本県知事 潮谷 義子



この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。

ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる本件処分をした処分庁の所属する宇城市を被告として(訴訟において宇城市を代表する者は宇城市長となります。)処分の取消しの訴えを、又は熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。